

# 犯罪被害者等支援

みんなで犯罪被害者等を支えるために

安心で安全な社会の実現は県民全ての願いです。

しかし、誰もがある日突然、犯罪被害者等になってしまう可能性があります。このことから、私たち一人一人が犯罪被害者等が置かれている現状を理解し、社会全体で支えることが必要なのです。



群馬県



公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま

# 教えて 被害者支援のこと



## インタビュー

### ● きく人

Aさん

大学2年生。犯罪被害者支援ボランティアとして広報啓発活動に参加している。

### ● こたえる人

小磯 正康さん

弁護士。被害者支援センター「すべてっぷぐんま」理事長

### ● なぜ被害者支援が必要なのか

—— ボランティアとして登録していますが、まだ知らないことはばかりです。犯罪や事故の被害にあわされた方々のおかれられた状況や、なぜ支援が必要なのかについて教えてください。

犯罪や事故の被害にあうと、その瞬間から生活が一変してしまう場合が多いのです。大切な家族の命を奪われたご遺族などは、耐え難い悲しみや苦しみの中で、さまざまな手続きに追われ、加害者の刑事裁判などにも対応しなければなりません。被害にあわれた方が家計を支えていた場合には経済的な問題も出てきます。ご遺族だけでこれらの問題に対応していくのは難しく、警察、司法・行政機関、被害者支援センター、弁護士、心理専門職などが連携して支援していく必要があるのです。

### ● 被害者は置き去りにされていた

—— 被害者支援は必要とされていたにもかかわらず、社会全体で被害者を支える動きが出てきたのはここ30年ほどのことだと聞きましたが…。

そうなんです。1970年代頃まで、被害者支援に対する社会の関心は薄くて、長い間、被害者はいわば置き去りにされている状態でした。

このような状況を一変させたのが1974年に起こった「三菱重工ビル爆破事件」です。この事件では、無関係の通行人を含め、死者8名、重軽傷者380名に及ぶ被害が発生しました。当時、爆弾テロのようないわれのない犯罪の被害者に対し、救済措置が何もなかったことから、国としての救済の必要性が叫ばれるようになったのです。その結果、1980年に「犯罪被害者等給付金支給法」が成立しました。その後改正を経て、現在も被害者支援を支える重要な制度の一つとして機能しています。

—— その後はどんどん被害者支援のための制度が整っていったのでしょうか。

いえ、被害者支援の動きが活発になるのは、その後さらに10年以上経つからですね。

まずは、被害者や遺族の精神的ケアを行う「犯罪被害者相談室」が1992年に東京医科歯科大学内に開設され、その後、民間の被害者支援組織も相次いで設立されました。これらの組織が加盟する「全国被害者支援ネットワーク」も1998年に設立されています。

「すべてっぷぐんま」の前身である「性暴力問題群馬ネットワーク」ができたのもこの頃です。

また、警察庁が「犯罪被害者対策要綱」を制定し、被害者支援室の設置や、性犯罪を担当する女性警察官の配置などの対策、被害者への情報提供を目的とした「被害者連絡制度」も導入されました。

—— 民間支援団体ができたり、警察での被害者支援対策が始またりと、少しずつ状況は改善されていったのですね。

そうですね。でもまだこの段階では被害者は相変わらず刑事手続きからは放置されている状態でした。その事件において重要な当事者であるはずの被害者が、加害者の刑事裁判では傍聴席で見守るか、証人として訊かれたことに答えることしかできなかつたのです。

### ● 被害者の権利確立を目指して

こうした刑事手続きでの扱い、経済的支援や医療・福祉サービス等の不足、国民の理解不足等々、まだまだ不十分な国の施策に対し不満の声が高まる中、2004年に成立したのが「犯罪被害者等基本法」です。

同法では「被害者の権利」を明文化し、国や自治体に具体的な施策を講ずる責務があると定めました。

同法の施策を具体的、計画的に実施していくために「犯罪被害者等基本計画」が定められ、これは5年ごとに見直されるのですが、2021年には第4次基本計画が策定され、現在はこれに則り、被害者支援が展開されています。

また、自治体においては被害者支援に特化した「犯罪被害者等支援条例」が定められるようになりました。

—— 被害者支援に関する法整備が進み、刑事手続きで被害者ができることも変わったのでしょうか。

はい。2008年に「被害者参加制度」が導入され、一定の重大な犯罪の被害者や遺族は刑事裁判に参加できるようになりました。

被害者参加人は、「証人尋問」、「被告人に対する質問」「論告（事実や法律の適用についての意見陳述）」ができます。なお、被害者参加をするにあたって、お金がない場合は国の費用で弁護士を依頼できる制度もあります。

また、被害者は参加の申出をしていなくても「心情意見陳述」、つまり、被害にあってどのような気持ちになったかなどの心情を裁判官などに対して説明することができます。

## ● 今後の課題

お話ししてきたように、この30年ほどで被害者支援をとりまく状況は大きく変わりましたが、それでも、まだまだ制度が十分に整っているとは言えません。

私たちは誰もが犯罪や事故の被害にあう可能性があります。被った被害を回復し、以前の平穏な生活を取り戻すまで支えていくのは社会全体の責務であり、被害者にはその権利があります。被害者の権利が守られ、すべての人が安心・安全に暮らせる社会を実現するため、社会の一員として私たち1人1人ができるることを一緒にやっていきましょう。

## 被害者支援の歴史と主な事件

1974年	三菱重工ビル爆破事件
1980年	「犯罪被害者等給付金支給法」制定
1992年	東京医科歯科大学内に「犯罪被害者相談室」開設
1998年	全国被害者支援ネットワーク設立
1999年	性暴力問題群馬ネットワーク設立 (被害者支援センターすてっぷぐんまの前身)
2000年	犯罪被害者保護法等施行 (記録閲覧・謄写、和解記録一強制執行)
2001年	改正少年法施行(記録の閲覧・謄写、意見陳述)
2004年	犯罪被害者等基本法制定 (2005年4月施行)
2005年	第一次「犯罪被害者等基本計画」策定
2007年	第一次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
2008年	「犯罪被害者等給付金支給法」改正 同年 被害者参加制度 施行 同年 被害者支援センターすてっぷぐんま ※犯罪被害者等早期援助団体に指定
2011年	第二次「犯罪被害者等基本計画」策定
2012年	第二次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定 同年 被害者支援センターすてっぷぐんま 公益社団法人に認定
2015年	群馬県性暴力被害者サポートセンター (Saveぐんま)開設
2016年	第三次「犯罪被害者等基本計画」策定
2017年	第三次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
2020年	大泉町犯罪被害者等支援条例施行
2021年	群馬県犯罪被害者等支援条例施行 同年 第四次「犯罪被害者等基本計画」策定 2022年 第四次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定 同年 前橋市、安中市犯罪被害者等支援条例施行

### ※犯罪被害者等早期援助団体とは…

犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行なうことができると認められる営利を目的としない団体であって、都道府県公安委員会から指定を受けた団体

## 犯罪被害者等支援条例

「犯罪被害者等基本法」に基づき、自治体が地域の状況に応じた施策を講ずるための根拠となる「犯罪被害者等支援条例」が次々に制定されています。令和3年4月1日現在、都道府県は32団体、指定都市が8団体、市区町村（指定都市を除く）は384団体が条例を制定しています。

群馬県でも令和3年4月1日に「群馬県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

### 群馬県条例における犯罪被害者等への支援

- 第12条 相談窓口の設置、情報の提供等
  - ・犯罪被害者等に対する相談支援
- 第13条 心身に受けた影響からの回復
  - ・心身の状況に応じた保健医療、福祉サービス
  - ・子どもに対する配慮と関係する大人の連携
- 第14条 安全の確保
  - ・更なる犯罪等による被害及び二次被害の防止
- 第15条 居住の安定
  - ・従前の住居への居住が困難な場合の支援

- 第16条 雇用の安定
  - ・雇用の安定、職場における二次被害の防止
- 第17条 経済的負担の軽減
  - ・経済的な助成に関する情報提供、助言
- 第18条 大規模事案における支援の実施
  - ・死傷者が多数に上る事案等における支援
- 第19条 県内に住所を有しない者等に対する支援
  - ・本県を来訪し、被害を受けた場合の支援
  - ・支援における他県等との連携

県内市町村においては、令和2年6月に大泉町で犯罪被害者等支援条例が施行され、令和4年4月に前橋市、及び安中市で、それぞれ施行されています。

# 知ってほしい

## 犯罪被害にあうということ・被害回復の大変さ

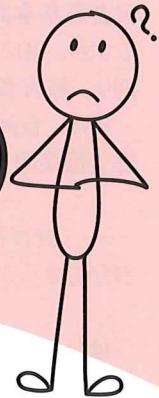
### 犯罪被害



さまざまな種類の事件事故で怪我を負ったり、命をおとしたりすること  
また、被害にあった本人、そのご家族ご遺族の平穏な日常が一瞬にして奪われること

これを  
「一次被害」  
っていうんだよ。

被害のあと  
被害にあった人は  
どうなっちゃうの？



## 被害直後から被害者が直面するさまざまな問題

### 心理的苦痛

事件が自分に起きたと受け入れられない。  
今までの自分ではないと感じてしまう。  
被害の記憶が鮮明に蘇ってしまう。  
PTSDやトラウマ症状で日常生活が困難になる。

### 経済的苦痛

被害が原因で仕事ができなくなり、生活に困ったり、財産を奪われたり、事件で生じた治療費や、被害後に掛かるいろいろな費用を自己負担しなくてはならない。

### 抱える問題は多岐にわたる

### 社会的苦痛

事件により必要になった手続きの窓口で配慮のない対応をされて傷つく。  
周囲の人の理解が足りず、心ない言葉で傷つく。  
偏ったあるいは間違った報道で傷つく。  
このように傷つけられ、誰にも会いたくなくなったり、何も信じられなくなったりしてしまう。

### 身体的苦痛

身体や心に大きなダメージを受け、その後、長い間、治療が必要になったり、後遺症に苦しむことになったりする。命を奪われることも。



ピース！  
(石膏で型取り)



猫のキーホルダー  
(ママへ)



夢は「ドクターイエロー」の運転手

朝顔の花言葉は「愛情」「固い絆」です。これから、群馬県でも各市町村で被害者支援条例が制定されていくことだと思いますが、どんどん花を咲かせる太陽の朝顔のように、被害者支援が社会全体に広がって、皆さんの愛情のもと、被害者やその家族が守られ、支えられる世の中になっていくことをから願っています。

太陽の母より

辛く苦しい毎日でしたが、「ひとりじゃないよ」「そばにいさせてね」、そう言って、一緒に泣いたり怒つたりしてくれた友人たちのおかげで、なんとかここまでやってくることができました。そして、刑事裁判が終わった後ではありますたが、すべてつぶぐんまと繋がり、支援を受けることもできました。ですが、残念ながら、周囲の人たちから傷つけられてしまふ被害者もたくさんいるのが現実です。自分から助けを求めることが難しい被害者も多いのではないかでしょうか。

裁判では、加害者側は言い訳ばかり。太陽の命の重さを全く分かっていないような発言もされ、「こんな人間に太陽は殺されてしまったのか」と、悔しさでいっぱいになりました。

また、裁判後には、ある関係機関で担当者から突き放すようなことを言われ、大変なショックを受けました。「被害者担当」と言うけれど、私の気持ちなんて何も分かっていないんだな」と感じました。

泣いたり怒つたりしてくれた友人たちのおかげで、なんとかここまでやってくることができました。そして、刑事裁判が終わった後ではありますたが、すべてつぶぐんまと繋がり、支援を受けることもできました。

# 考えてほしい

もしあなたが…

あなたの大切な人が犯罪被害にあったとしたら

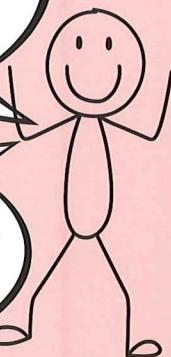
## 被害者支援センターにいち早く繋がってほしい

被害直後、何も考えられず動けない中、やらなくてはならない手続き、警察や検察庁での聴取、刑事裁判への参加などが待ったなしで進んでいく。

そんなとき、支援センターは他機関と連携し、手続きに同行したり、お話を聴いたり、寄り添いながらサポートできる。

早期に  
適切な支援や  
サポート体制が整うと  
回復が早くなるんだって。

ひとりで悩まないで。  
ひとりじゃないよ。



## あなたにできる被害者支援とは？

被害者支援センターしか、被害者支援ができないわけではない。周りの人たちのサポートが大きな力に！

### 日常生活

生活に必要な買い物、家事の負担を減らすサポートをする。  
(職場なら、仕事のミスなどをさりげなくフォローするなど。)

### 話し相手

被害について話したくないと思う反面、安心・安全な場所で、だれかに気持ちを話したいと思うことも。否定的になったり、自分の意見をおしつけたりせず、耳を傾ける。

### 見守り

体調の変化を気に掛ける。被害にあった人の負担にならないよう、何が必要かを考えながら見守る。



## 励ましのつもりが二次被害になることも

「あなたにも悪いところがあったのでは？」 「まだ悩んでいるの？」 「早く元気にして！」 など、回復を急がせたり、自分を責めたりしてしまうような安易な言葉かけは、被害にあった人を傷つけてしまう。

## あなたの温かさ優しさで寄り添ってほしい

「あなたにも悪いところがあったのでは？」 「まだ悩んでいるの？」 「早く元気にして！」 など、回復を急がせたり、自分を責めたりしてしまうような安易な言葉かけは、被害にあった人を傷つけてしまう。

こちらは、息子・太陽の朝顔の写真です。一年生だったので、学校で朝顔を育てていました。太陽がいなくなってしまった後は、クラスのお友達みんなで水やりをしてお世話してくれました。そんな、みんなの絆が詰まった朝顔です。

太陽は、やっと授かった唯一の子でした。家族や親戚、たくさんの人から愛情を注がれ、名前の通りの子に育ちました。

働く車や新幹線が好きで、大きくなったら新線の運転手になるのが夢でした。絵や工作も大好きで、絵画・造形教室に通っていました。そこで毎回、私へのプレゼントを作ってきてくれる、とてもママ思いの子でした。また、野球が得意で、小学二年生になつたら地区の少年野球チームに入りました。パパと二人でよく練習をしていました。

二〇一三年の春、小学校に上がり、毎日楽しもうに学校へ通つていった太陽。朝顔のお世話も一生懸命していましたそうです。

「太陽の朝顔」



太陽の朝顔から採れた種を蒔いて  
私が毎年咲かせています。